



STOP! 介護崩壊 介護ウェブ2009 推進ニュース

— 介護ウェブの “Big Wave” をおこそう! —

取り組みを具体化し500,000筆の署名を集め多くの介護改善要求の声を国会に届けよう!

『新要介護認定制度影響調査(二次)』の取り組みを具体化しよう! 個々の事例にこだわり、個々の事例を積み上げ、制度改善の声を上げていこう

要介護認定制度について、厚労省は2009年10月に認定評価基準の修正を行ったことで、「軽度化は是正された」という認識を示し、引き続き運用していくことを決めました。

しかし、現在、全国で取り組んでいる「全日本民医連『新要介護認定制度影響調査(二次)』」で報告のあった個別の事例では、状態が悪化した場合や、変わらない場合においても、軽度に判定され必要なサービスを受けることができない等の深刻な事例が多数寄せられています。このような個々の事例を積み上げ、制度改善を求めていくことが重要です。

引き続き、各県連・法人では、「全日本民医連『新要介護認定制度影響調査(二次)』」の取り組みを具体化し、個々の事例にこだわり、問題点を明らかにしていく取り組みを具体化していきましょう。

なお、全日本民医連では、「厚労省が公表した認定状況の調査結果について」の見解をまとめました。各職場で読み合わせをする等、学習をすすめましょう。

以下、2010年1月15日に開催された、「要介護認定に係る検証・検討会」の内容を報告します。

厚生労働省は「一部の介護度で若干の軽度化傾向になっている」という認識を示す

「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」(第4回)が開催(2010年1月15日)



2009年4月に導入された、新要介護認定制度の見直しの影響について検証を行うことを目的に設置された、「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」(座長：慶応義塾大学教授・田中滋氏)の第4回目の会合が開催され、2009年10月・11月判定分の状況を調べた調査結果を公表しました。

2009年10月・11月判定分と過去3年(2006～2008年)の10・11月判定分を比べ、「非該当、要支援1」の比率が増加している結果に対し、宇都宮老人保健課長は、「一部の介護度で若干の軽度化傾向になっている」と述べ、認定調査員や審査会委員の研修が十分に徹底されず、このため、特記事項に介護の手間が十分に記載されなかったことが一つの要因である考えを示しました。その上で、今後の対応策として、認定調査員、審査会委員の研修と、特記事項に係る留意点をまとめ、改めて保険者に対し周知徹底を図っていく方針を示し、引き続き現行制度で運用していくことが確認されました。

最後に、宮島老健局長は、「研修と特記事項の周知徹底をしっかりとやっていきたい。4月からの混乱を二度と繰り返さないように、改定の際には、利用者、自治体の意見をしっかりと聞いていきたい。今後、認定制度の在り方そのものに対し、意見を頂きたい」と、今後、混乱が起こることがない制度変更となるよう留意していく考えを述べました。

本検討会は今回で解散となり、今後は、介護保険法改定に係る検討の場で、要介護認定制度の在り方について議論がされていく予定です。

09年10・11月判定分で、「非該当」が1.1%、「要支援1」が16.1%

厚労省の調査結果では、09年10・11月判定分（n = 171,168件）で、二次判定結果の「非該当」が1.1%、「要支援1」が16.1%となり、経過措置適用前の09年4・5月判定分（n = 161,947件）（同2.3%、17.7%）と比べると、軽度化傾向が改善されました。しかし、過去3年間の、06年10・11月判定分（n = 158,547件）（同0.9%、15.0%）、07年10・11月判定分（n = 172,404件）（同0.8%、14.8%）、08年10・11月判定分（n = 151,282件）（同0.8%、14.5%）と比べると軽度化傾向になっています。

また、厚労省が軽度化傾向の一つの要因としている、認定調査員や審査会委員の研修の実施状況等を集計した結果で、「認定調査員研修及び審査会委員研修にいずれも8割以上参加かつ両研修で主なポイントを、特に重点的に説明した」と回答した自治体の合計（n = 4,869件）では、「非該当」が1.0%、「要支援1」が14.5%と、過去3年の比率に近い結果になっていますが、対象となる件数が2.8%と少ないデータとなっています。調査は、厚労省の認定支援ネットワークを通じて、09年10・11月判定分については、12月4日までに報告のあった1,396市町村の171,168件で集計し、その他は同数程度の対象者を抽出したものです。



手前(宇都宮老人保健課長)／奥(宮島老健局長)

厚労省は、特記事項に介護の手間が記載されていない事例が多い認識を示す

宇都宮老人保健課長は、特記事項が十分に記載されず二次判定で介護の手間が考慮できなくなっている場合が多い現状を示し、改めて周知する留意点を例示しました。



具体的には、「2－5 排尿」では、対象者が「排尿の介助はない。週3回程度失禁あり。掃除は家族が行う」状況の場合、選択基準は「実際の介助で選択。頻回な状況で選択。手間は特記事項」となり、特記事項に「週3回程度の失禁は家族が行っている」と、具体的な介護の手間の記載をすることが必要とし、何も記載がない場合は、二次判定で考慮できず、介護度が低くなるといった事例が多くある認識を示しました。そのため、厚労省として、このような事例をもとに留意点をまとめ、保険者に周知徹底を行っていく方針です。（次号へ続く）

【事務局短信】 ホームヘルパー全国連絡会「10周年記念企画」のお知らせ

ホームヘルパー全国連絡会では、「介護保障の未来を創ろう！」をテーマに、「10周年記念企画」を2010年2月14日（日）に開催します。高次機能障害の理解と援助についての学習講演や、シンポジウム等の企画が予定されています。ぜひ、ご参加ください。

- 日 時：2010年2月14日（日）10:00～17:00
 - 会 場：TKP 代々木ビジネスセンター 2号館地下1階 20A 会議室
 - 参加費：午前 800 円／午後 800 円（会員は各 600 円）
- お問い合わせは、ホームヘルパー全国連絡会まで（電話：03-3221-9008）

お問い合わせは、「介護ウェブ推進本部」事務局：山平・名波まで

TEL 03-5842-6451 / FAX 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp